

高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>(補助対象経費、補助率等)</p> <p>第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、事業実施主体が行う事業に対して補助事業者が補助金を交付する場合における補助対象経費等は、別表第3及び別表第4に定めるとおりとする。</p> <p>2 事業の実施基準は、別表第5に定めるとおりとし、補助事業者は要綱、要領等必要な諸規程を定めるものとする。</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第5条</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 補助事業の実施に当たっては、別表第6に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱い</p>	<p style="text-align: center;">高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>(補助対象経費、補助率等)</p> <p>第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、事業実施主体が行う事業に対して補助事業者が補助金を交付する場合における補助対象経費等は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>2 事業の実施基準は、別表第4に定めるとおりとし、補助事業者は要綱、要領等必要な諸規程を定めるものとする。</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第5条</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 補助事業の実施に当たっては、別表第5に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱い</p>

に準じて行わなければならないこと。

(4)～(9) (省略)

(10) 別表第1の3から5までに該当の事業区分については、実施年度の12月31日までを対象期間とする。

(補助事業の変更)

第6条 (省略)

(実績報告)

第7条 (省略)

(概算払)

第8条 (省略)

(グリーン購入)

第9条 (省略)

(情報の開示)

第10条 (省略)

(個人情報の適正な管理)

第11条 (省略)

(委任)

第12条 (省略)

に準じて行わなければならないこと。

(4)～(9) (省略)

(10) 追加

(補助事業の変更)

第6条 (省略)

(実績報告)

第7条 (省略)

(概算払)

第8条 (省略)

(グリーン購入)

第9条 (省略)

(情報の開示)

第10条 (省略)

(個人情報の適正な管理)

第11条 (省略)

(委任)

第12条 (省略)

附則

1 この要綱は、平成20年4月11日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第7条第3項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年4月2日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成20年4月11日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第7条第3項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業区分	事業内容	補助事業者	事業実施主体
1. 山の学習支援	(省略)	(省略)	市町村等、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校等
2. 山の一日先生派遣	(省略)	(省略)	市町村等、県内に事務所等を置く法人若しくは任意団体又は県内に居住する個人
<u>3. 宿泊型学習支援（学校行事）</u>	<u>学校行事として実施する森林に関する学習と体験活動を含む2泊3日以上の自然体験型学習事業に要する経費への支援</u>	<u>公益社団法人高知県森と緑の会</u>	<u>市町村等、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校等</u>
<u>4. 宿泊型学習支援（学校行事以外）</u>	<u>概ね高校生以下の児童生徒を対象とした森林に関する学習と体験活動を含む学校行事以外の1泊2日以上自然体験型学習事業に要する経費への支援</u>	<u>公益社団法人高知県森と緑の会</u>	<u>市町村等、県内に事務所等を置くNPO法人、社会福祉法人、青少年教育団体等</u>
<u>5. 宿泊型学習利用促進（学校行事）</u>	<u>宿泊型学習支援（学校行事）における保護者負担額であって、就学援助等を受けている児童・生徒の食費に対する支援（ただし、市町村等が3分の1以上の補助を行う場合に限り）</u>	<u>公益社団法人高知県森と緑の会</u>	<u>宿泊型学習支援（学校行事）を実施した市町村等、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校等</u>
6. 木育指導員養成	(省略)	(省略)	

別表第1（第2条関係）

事業区分	事業内容	補助事業者	事業実施主体
1. 山の学習支援	(省略)	(省略)	市町村、 <u>市町村教育委員会、学校組合</u> 、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校等
2. 山の一日先生派遣	(省略)	(省略)	市町村、 <u>市町村教育委員会、一部事務組合（以下「市町村等」という。）</u> 、県内に事務所等を置く法人若しくは任意団体又は県内に居住する個人
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
3. 木育指導員養成	(省略)	(省略)	

7. 附帯事務費	事業区分1から6までの実施のために要する経費への支援	(省略)		4. 附帯事務費	事業区分1から3の実施のために要する経費への支援	(省略)	
----------	----------------------------	------	--	----------	--------------------------	------	--

(注) (省略)

注. (省略)

別表第2（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率等
1. 山の学習支援	(省略)	(省略)
2. 山の一日先生派遣	(省略)	(省略)
3. <u>宿泊型学習支援（学校行事）</u>	事業実施主体が別表第1に掲げる事業を実施するために要する別表第4に示す経費に対して補助事業者が交付する補助金	<u>10分の10以内</u>
4. <u>宿泊型学習支援（学校行事以外）</u>	事業実施主体が別表第1に掲げる事業を実施するために要する別表第4の経費に対して補助事業者が交付する補助金	<u>10分の10以内</u>
5. <u>宿泊型学習利用促進（学校行事）</u>	事業実施主体が別表第1に掲げる事業を実施するために要する別表第4の経費に対して補助事業者が交付する補助金	<u>3分の1又は1人当たり上限額2,000円を比較し少ない額以内</u>
6. 木育指導員養成	(省略)	(省略)
	科目	条件
	賃金	<u>(削除)</u>
	報償費	<u>(削除)</u>
	(省略)	(省略)
7. 附帯事務費	(省略)	(省略)

別表第2（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率等
1. 山の学習支援	(省略)	(省略)
2. 山の一日先生派遣	(省略)	(省略)
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
3. 木育指導員養成	(省略)	(省略)
	科目	条件
	賃金	金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額とし、1人1日当たり <u>7,000円</u> 以内とする。
	報償費	<u>講師謝金に対する県補助金は、1人につき1日9,000円以内とする。</u>
	(省略)	(省略)
4. 附帯事務費	(省略)	(省略)

別表第3 (第3条関係)

事業区分	山の学習支援		山の一日先生派遣	
補助対象経費	賃金 <u>(削除)</u> 報償費 <u>(削除)</u> (省略)		賃金 <u>(削除)</u> 報償費 <u>(削除)</u> (省略)	
補助率	(省略)		(省略)	
補助金額の上限	対象児童 又は生徒の数	補助金額の上限	75万円以内 <u>※賃金及び報償費は、1人1日 当たり9,000円を上限とする。</u>	
	50人未満	20万円以内		
	50人以上 100人未満	40万円以内		
	100人以上 200人未満	60万円以内		
	200人以上 300人未満	80万円以内		
	300人以上	100万円以内		
	<u>※賃金及び報償費は、1人1日 当たり9,000円を上限とする。</u>			
	<u>※賃金及び報償費は、1人1日 当たり9,000円を上限とする。</u>			

(注) (省略)

別表第3 (第3条関係)

事業区分	山の学習支援		山の一日先生派遣	
補助対象経費	賃金 <u>(金額は、事業を行うのに必要 な最小限度の額とし、1人1日 当たり7,000円以内とする。)</u> 報償費 <u>(講師謝金に対する県補 助金は、1人につき1日9,000円 以内とする。)</u> (省略)		賃金 <u>(金額は、事業を行うのに必要 な最小限度の額とし、1 人1日当たり7,000円以内と する。)</u> 報償費 <u>(講師謝金に対する県 補助金は、1人につき1日 9,000円以内とする。)</u> (省略)	
補助率	(省略)		(省略)	
補助金額の上限	対象児童 又は生徒の数	補助金額の上限	75万円以内 <u>(追加)</u>	
	50人未満	20万円以内		
	50人以上 100人未満	40万円以内		
	100人以上 200人未満	60万円以内		
	200人以上 300人未満	80万円以内		
	300人以上	100万円以内		
	<u>(追加)</u>			
	<u>(追加)</u>			

(注) (省略)

別表第4 (第3条関係)

事業区分	宿泊型学習支援 (学校行事)		宿泊型学習支援 (学校行事以外)	宿泊型学習利用促進 (学校行事)																															
補助対象経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="353 316 504 344">科目</th> <th data-bbox="510 316 969 344">内容及び条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="353 349 504 395">賃金</td> <td data-bbox="510 349 969 395">体験活動での児童生徒の指導や支援活動のコーディネート等を行う人材への賃金。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 400 504 446">報償費</td> <td data-bbox="510 400 969 446">体験活動での児童生徒の指導や支援活動のコーディネート等を行う人材への謝金等。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 451 504 667">旅費</td> <td data-bbox="510 451 969 667">事前調査や打合せ等の旅費、児童・生徒・引率者等の宿泊費や船室借上料等とし、鉄道・航空機による移動に係る経費は除く。自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 671 504 750">需用費</td> <td data-bbox="510 671 969 750">体験活動に必要な材料や資材・用具などの消耗品の購入費、印刷物の印刷製本費、燃料費等とし、食糧費及び賄材料費は除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 754 504 833">役員費</td> <td data-bbox="510 754 969 833">当該活動のため、新規で加入する傷害保険料、体験活動にあたり支払う体験料や手数料等。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 837 504 884">委託料</td> <td data-bbox="510 837 969 884">体験活動に必要なプログラムを実施するための委託料。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 888 504 948">使用料及び賃借料</td> <td data-bbox="510 888 969 948">バス借上料、施設入館料等。</td> </tr> </tbody> </table>		科目	内容及び条件	賃金	体験活動での児童生徒の指導や支援活動のコーディネート等を行う人材への賃金。	報償費	体験活動での児童生徒の指導や支援活動のコーディネート等を行う人材への謝金等。	旅費	事前調査や打合せ等の旅費、児童・生徒・引率者等の宿泊費や船室借上料等とし、鉄道・航空機による移動に係る経費は除く。自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。	需用費	体験活動に必要な材料や資材・用具などの消耗品の購入費、印刷物の印刷製本費、燃料費等とし、食糧費及び賄材料費は除く。	役員費	当該活動のため、新規で加入する傷害保険料、体験活動にあたり支払う体験料や手数料等。	委託料	体験活動に必要なプログラムを実施するための委託料。	使用料及び賃借料	バス借上料、施設入館料等。	食費 (ただし、市町村等が3分の1以上の補助を行う場合に限る。)																
科目	内容及び条件																																		
賃金	体験活動での児童生徒の指導や支援活動のコーディネート等を行う人材への賃金。																																		
報償費	体験活動での児童生徒の指導や支援活動のコーディネート等を行う人材への謝金等。																																		
旅費	事前調査や打合せ等の旅費、児童・生徒・引率者等の宿泊費や船室借上料等とし、鉄道・航空機による移動に係る経費は除く。自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。																																		
需用費	体験活動に必要な材料や資材・用具などの消耗品の購入費、印刷物の印刷製本費、燃料費等とし、食糧費及び賄材料費は除く。																																		
役員費	当該活動のため、新規で加入する傷害保険料、体験活動にあたり支払う体験料や手数料等。																																		
委託料	体験活動に必要なプログラムを実施するための委託料。																																		
使用料及び賃借料	バス借上料、施設入館料等。																																		
補助率と補助金額の上限	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="353 952 504 981">定額</th> <th data-bbox="510 952 669 981">補助金額の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="353 986 504 1070">学校数又は対象児童生徒の数</td> <td data-bbox="510 986 669 1070"></td> <td data-bbox="510 986 669 1070"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1075 504 1137">1校単独参加 (40人以下)</td> <td data-bbox="510 1075 669 1137"></td> <td data-bbox="510 1075 669 1137">20万円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1142 504 1243">1校単独参加 (41人以上 80人以下)</td> <td data-bbox="510 1142 669 1243"></td> <td data-bbox="510 1142 669 1243">30万円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1248 504 1294">2校合同参加</td> <td data-bbox="510 1248 669 1294"></td> <td data-bbox="510 1248 669 1294"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1299 504 1361">1校単独参加 (81人以上)</td> <td data-bbox="510 1299 669 1361"></td> <td data-bbox="510 1299 669 1361">40万円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1366 504 1428">3校以上合同参加</td> <td data-bbox="510 1366 669 1428"></td> <td data-bbox="510 1366 669 1428"></td> </tr> </tbody> </table>		定額		補助金額の上限	学校数又は対象児童生徒の数			1校単独参加 (40人以下)		20万円以内	1校単独参加 (41人以上 80人以下)		30万円以内	2校合同参加			1校単独参加 (81人以上)		40万円以内	3校以上合同参加			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="685 952 992 981">定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="685 986 857 1070">対象児童生徒の数</td> <td data-bbox="864 986 992 1070">補助金額の上限</td> </tr> <tr> <td data-bbox="685 1075 857 1137">15人以上 20人以下</td> <td data-bbox="864 1075 992 1137">25万円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="685 1142 857 1243">21人以上 40人以下</td> <td data-bbox="864 1142 992 1243">35万円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="685 1248 857 1294">41人以上</td> <td data-bbox="864 1248 992 1294">45万円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="685 1458 992 1501">※賃金及び報償費は1人1日当たり9,000円を上限とする</p>	定額		対象児童生徒の数	補助金額の上限	15人以上 20人以下	25万円以内	21人以上 40人以下	35万円以内	41人以上	45万円以内	3分の1以内又は1人当たり上限額2,000円を比較し少ない額
定額		補助金額の上限																																	
学校数又は対象児童生徒の数																																			
1校単独参加 (40人以下)		20万円以内																																	
1校単独参加 (41人以上 80人以下)		30万円以内																																	
2校合同参加																																			
1校単独参加 (81人以上)		40万円以内																																	
3校以上合同参加																																			
定額																																			
対象児童生徒の数	補助金額の上限																																		
15人以上 20人以下	25万円以内																																		
21人以上 40人以下	35万円以内																																		
41人以上	45万円以内																																		

別表第4 (第3条関係) (追加)

--

	<u>当たり 9,000 円を上限とする。</u>	<u>る。</u>	
--	---------------------------	-----------	--

(注1). 国若しくは県の他の事業（補助金を交付する他の事業、委託事業等）又は「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択若しくは採択予定の事業及び事業実施主体が市町村等であって、当該補助事業の総事業費から補助金を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は、補助対象外とする。

(注2). 宿泊型学習利用促進については、免除又は減額する保護者負担額のうち、他法令等で公費負担や補助の対象となる場合は、補助対象外とする。

別表第5(第3条関係)

事業の実施基準

区分	内容
広報	補助事業者は、事業実施主体の行った取組等、補助事業の内容について、県民に向けてホームページ等様々な手段を活用して広報を行い、森林環境税を活用した取組の周知を図ること。
公募	①補助事業者は、事業区分の山の学習支援事業、 <u>宿泊型学習支援事業(学校行事)及び宿泊型学習利用促進(学校行事)</u> にあつては市町村、市町村教育委員会、学校組合、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校に対して、事業区分の山の日先生派遣事業にあつては森林・林業に関するNPO等、市町村、森林組合、森林・林業関係団体等に対して、 <u>事業区分の宿泊型学習支援事業(学校行事以外)にあつては市町村等、NPO法人、社会福祉法人、青少年教育団体等に対して、</u> 文書による通知その他公募を周知するための措置を行うこと。 ②公募に当たっては、森林環境税を活用した事業である旨の記載を行うこと。
事業実施	①可能な範囲で、事業実施主体の開催する取組に参加し、広報等を行うこと。 ②必要に応じて、事業実施主体に対して、この事業の趣旨に即した指導等を行うこと。 <u>③事業区分の宿泊型学習支援事業(学校行事)及び(学校行事以外)の事業実施主体に対し危機管理マニュアル(学校や各団体で作成している危機管理マニュアル等で可)を提出させ、その確認を行うこと。</u> ④事業区分の木育指導員養成事業にあつては森林・林業に関するNPO等、市町村、市町村教育委員会、学校組合、県内で保育所、幼稚園等を運営する事業者等に対して文書による通知を行うこと。 ⑤研修等を開催する際には、ホームページ等様々な手段を活用して広く募集を行うとともに、参加者には森林環境税を活用した取組であることの周知を図ること。
検査及び確定	①事業実施主体の提出する実績報告書に領収書等の写しを添付させ、支払内容及び事業実施の検査を行うこと。 ②事業実施主体の執行が補助事業の目的に沿って行われていることを確認し、補助事業者として事業内容、その支出等について内容の説明責任を果たせるようにすること。

別表第6(第5条関係)(省略)

別表第4(第3条関係)

事業の実施基準

区分	内容
広報	補助事業者は、事業実施主体の行った取組等、補助事業の内容について、県民に向けてホームページ等様々な手段を活用して広報を行い、森林環境税を活用した取組の周知を図ること。
公募	①補助事業者は、事業区分の山の学習支援事業にあつては市町村、市町村教育委員会、学校組合、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校に対して、事業区分の山の日先生派遣事業にあつては森林・林業に関するNPO等、市町村、森林組合、森林・林業関係団体等に対して、文書による通知その他公募を周知するための措置を行うこと。 ②公募に当たっては、森林環境税を活用した事業である旨の記載を行うこと。
事業実施	①可能な範囲で、事業実施主体の開催する取組に参加し、広報等を行うこと。 ②必要に応じて、事業実施主体に対して、この事業の趣旨に即した指導等を行うこと。 ③事業区分の木育指導員養成事業にあつては森林・林業に関するNPO等、市町村、市町村教育委員会、学校組合、県内で保育所、幼稚園等を運営する事業者等に対して文書による通知を行うこと。 ④研修等を開催する際には、ホームページ等様々な手段を活用して広く募集を行うとともに、参加者には森林環境税を活用した取組であることの周知を図ること。
検査及び確定	①事業実施主体の提出する実績報告書に領収書等の写しを添付させ、支払内容及び事業実施の検査を行うこと。 ②事業実施主体の執行が補助事業の目的に沿って行われていることを確認し、補助事業者として事業内容、その支出等について内容の説明責任を果たせるようにすること。

別表第5(第3条関係)(省略)

別記 第1号様式（第4条関係）（省略）

第1号様式 別紙1（省略）

第1号様式
別紙2

収 支 予 算 書

1 収入

区分	予算額	摘要
県補助金		
自己負担金		
その他		
合計		

2 支出

科目	予算額	摘要
山の学習支援 補助金		
山の一日先生派遣 補助金		
宿泊型学習支援 (学校行事) 補助金		
宿泊型学習支援 (学校行事以外) 補助金		
宿泊型学習利用促進 (学校行事) 補助金		
木育指導員養成 小計		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
附帯事務費 小計		
報酬		
共済費		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
補助対象外経費		
合計		

(注)「摘要」欄はそれぞれの金額の算定基礎を記入し、記入事項が多数の場合は別紙（任意様式）で内容を記入してください。

別記 第1号様式（第4条関係）（省略）

第1号様式 別紙1（省略）

第1号様式
別紙2

収 支 予 算 書

1 収入

区分	予算額	摘要
県補助金		
自己負担金		
その他		
合計		

2 支出

科目	予算額	摘要
山の学習支援	—	—
補助金		
山の一日先生派遣	—	—
補助金		
木育指導員養成	—	—
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
木育指導員養成		
小計		
附帯事務費	—	—
報酬		
共済費		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
附帯事務費 小計		
補助対象外経費		
合計		

(注)「摘要」欄は、それぞれの金額の算定基礎を記入してください。また、その記入事項が多数の場合は、別紙（任意様式）で内容を記入してください。

第1号様式 別紙3 (省略)

第1号様式 別紙4 (省略)

第1号様式 別紙5 (省略)

第2号様式 (第6条関係) (省略)

第2号様式 別紙1 (省略)

第1号様式 別紙3 (省略)

第1号様式 別紙4 (省略)

第1号様式 別紙5 (省略)

第2号様式 (第6条関係) (省略)

第2号様式 別紙1 (省略)

第2号様式
別紙2

収 支 予 算 書 (変更)

1 収入

区分	変更前予算額	変更額	変更後予算額	摘要
県補助金				
自己負担金				
その他				
合計				

2 支出

科目	変更前予算額	変更額	変更後予算額	摘要
山の学習支援 補助金				
山の一日先生派遣補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事) 補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事以外) 補助金				
宿泊型学習利用促進 (学校行事) 補助金				
木育指導員養成 小計				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
附帯事務費 小計				
報酬				
共済費				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
補助対象外経費				
合計				

(注)「摘要」欄はそれぞれ変更後予算の算定基礎を記入し、記入事項が多数の場合は別紙(任意様式)で内容を記入してください。

第2号様式
別紙2

収 支 予 算 書 (変更)

1 収入

区分	変更前予算額	変更額	変更後予算額	摘要
県補助金				
自己負担金				
その他				
合計				

2 支出

科目	変更前予算額	変更額	変更後予算額	適用
山の学習支援 補助金	—	—		
山の一日先生派遣 補助金	—	—		
木育指導員養成	—	—		
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
木育指導員養成 小計				
附帯事務費	—	—		
報酬				
共済費				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
附帯事務費 小計				
補助対象外経費				
合計				

(注)「摘要」欄は、それぞれ変更後予算の算定基礎を記入してください。また、その記入事項が多数の場合は、別紙(任意様式)で内容を記入してください。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県山の学習支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 事業実施主体一覧表（別紙3）
- (4) 活動報告書（別紙4）
- (5) 事業実施一覧（別紙5）
- (6) 活動個別事例報告（別紙6）

(注) 事業区分の、山の学習支援事業については、別紙3（その1）及び別紙4
事業区分の、山の一日先生派遣事業については、別紙3（その2）、別紙5及び別紙6
事業区分の、宿泊型学習支援事業（学校行事）については、別紙3（その3）及び別紙4
事業区分の、宿泊型学習支援事業（学校行事以外）については、別紙3（その2）、別紙5及び別紙6
事業区分の、木育指導員養成事業については、別紙5及び別紙6及び事業費の積算根拠を添えて提出してください。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県山の学習支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 事業実施主体一覧表（別紙3）
- (4) 活動報告書（別紙4）
- (5) 事業実施一覧（別紙5）
- (6) 活動個別事例報告（別紙6）

(注) 事業区分の、山の学習支援事業については、別紙3（その1）及び別紙4
事業区分の、山の一日先生派遣事業については、別紙3（その2）、別紙5及び別紙6
事業区分の、木育指導員養成事業については、別紙5及び別紙6及び事業費の積算根拠を添えて提出してください。

第3号様式
別紙2

収支精算書

1 収入

区分	予算額	精算額	差引き増減額	摘要
県補助金				
自己負担金				
その他				
合計				

注) 間接補助事業者の自己負担金は、「その他」の欄に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。

2 支出

科目	変更前予算額	変更額	変更後予算額	摘要
山の学習支援 補助金				
山の一日先生派遣補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事) 補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事以外) 補助金				
宿泊型学習利用促進 (学校行事) 補助金				
木育指導員養成 小計				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
附帯事務費 小計				
報酬				
共済費				

第3号様式
別紙2

収支精算書

1 収入

区分	予算額	精算額	差引き増減額	摘要
県補助金				
自己負担金				
その他				
合計				

注) 間接補助事業者の自己負担金は、「その他」の欄に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。

2 支出

科目	変更前予算額	変更額	変更後予算額	適用
山の学習支援	—	—		
補助金				
山の一日先生派遣	—	—		
補助金				
木育指導員養成	—	—		
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
木育指導員養成 小計				
附帯事務費	—	—		
報酬				
共済費				
賃金				

賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
補助対象外経費				
合計				

(注) 1 「摘要」欄はそれぞれの金額の算定基礎を記入し、記入事項が多数の場合は別紙（任意様式）で内容を記入してください。

2 間接補助事業者の自己負担金は「補助対象外経費」の欄に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。

3 県補助金精算

補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額	既受領 補助金額	差引き未受領 補助金額
		定額 10分の10以内			

報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
附帯事務費 小計				
補助対象外経費				
合計				

(注) 1 「摘要」欄は、それぞれの金額の算定基礎を記入してください。また、その記入事項が多数の場合は、別紙（任意様式）で内容を記入してください。

2 間接補助事業者の自己負担金は、「補助対象外経費」の欄に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。

3 県補助金精算

補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額	既受領 補助金額	差引き未受領 補助金額
		定額 10分の10以内			

事業実施主体一覧表

番号	市町村(学校組合)名 学校法人名 等	学校名	事業テーマ	宿泊型学習支援(学校行事)			宿泊型学習利用促進(学校行事)						
				児童・ 生徒数	実績		補助 対象 人数	食費総 額	内訳			県補助金積算基礎	
					事業費	補助金額			市町村等	県補助金	その他	補助対象人数 ×2千円①	食費総額 ×1/3②
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合計													

- (注) 1 番号は、別紙4の番号と一致させてください。
 2 「市町村名」欄については、事業実施主体が所在する市町村名を記入してください。
 3 一人当たりの食費が異なる場合は、それぞれの食費欄に行を分けてください。
 4 県補助金は、「県補助金積算基礎」欄の①、②、食費総額から市町村費を除いた残額のいずれかの最も低い額としてください。
 5 必要に応じて、増行、増項等を行ってください。

番 号

活動報告書

市町村（学校組合）名 学校法人名等	
担当課・担当者職氏 名	

テーマ			
学校名（学年）	対象児童・生徒数	人	
概要及び実施内容	1 目標		
	2 活動内容		
成果			

- (注) 1 番号は、別記第3号様式別紙3（その1）、別紙3（その3）の番号と一致させてください。
- 2 子供たちの振り返り、授業で用いた資料、子供たちの活動の様子を写真等で編集したもの等、活動日の取組状況及び参加者の様子が分かるものを学校単位（各計画毎）で併せて提出してください（様式任意）。デジタルデータ又はプリントで提出をお願いします。可能であれば、この票もデジタルデータでの提出をしてください。
- 3 この様式及び写真は、ホームページ、パンフレット等で公開する場合がありますので、写真等も含め、該当者への同意を得て作成してください。
- 4 事業を通じて得られた成果（児童・生徒の気づき、変化等）を簡潔に記載してください。

番 号

活動報告書

市町村（学校組合）名 学校法人名等	
担当課・担当者職氏 名	

テーマ			
学校名（学年）	対象児童・生徒数	人	
概要及び実施内容	1 目標		
	2 活動内容		
成果			

- (注) 1 番号は、別記第3号様式別紙3（その1）の番号と一致させてください。
- 2 子供たちの振り返り、授業で用いた資料、子供たちの活動の様子を写真等で編集したもの等、活動日の取組状況及び参加者の様子が分かるものを学校単位（各計画毎）で併せて提出してください（様式任意）。デジタルデータ又はプリントで提出をお願いします。可能であれば、この票もデジタルデータでの提出をしてください。
- 3 この様式及び写真は、ホームページ、パンフレット等で公開する場合がありますので、写真等も含め、該当者への同意を得て作成してください。
- 4 事業を通じて得られた成果（児童・生徒の気づき、変化等）を簡潔に記載してください。

第3号様式 別紙5 (省略)

第3号様式
別紙6

活動個別事例報告

番号						実施団体名					
実施期間			年 月 日 () ~ 年 月 日 ()								
対象団体名 (学校・学級名等)											
対象者	学年等			対象年齢層			～ 歳				
	人数	児童生徒数	人	引率者	人	その他	人	計	人		
実施内容 (テーマなど)											
指導者・講師の氏名 * 総括責任者の氏名の頭には○印を記入してください。											
当日のタイムスケジュール											
時間	活動概要	場所	必要な準備品及び数量等	指導のポイント	備考						
備考: * 事業区分の木育指導員養成事業であって、県外講師の場合はその理由を記載してください。											

- (注) 1 「番号」欄は、別記第3号様式別紙5の事業実施一覧の該当する事業の番号と一致させてください。
 2 木育指導員養成の事業区分の場合は、対象者欄は「計」欄以外空白としてください。
 3 活動状況の分かる写真をそれぞれ数枚添えてください。デジタルデータ又はプリントで提出をお願いします。可能であれば、この票もデジタルデータでの提出をしてください。
 4 ホームページ、パンフレット等で公開する場合がありますので、写真等も含め、該当者への同意を得て作成してください。

第3号様式 別紙5 (省略)

第3号様式
別紙6

活動個別事例報告

番号						実施団体名					
実施年月日 (曜日)			年 月 日 ()								
対象団体名 (学校・学級名等)											
対象者	学年等			対象年齢層			～ 歳				
	人数	児童生徒数	人	引率者	人	その他	人	計	人		
実施内容 (テーマなど)											
指導者・講師の氏名 * 総括責任者の氏名の頭には○印を記入してください。											
当日のタイムスケジュール											
時間	活動概要	場所	必要な準備品及び数量等	指導のポイント	備考						
備考: * 事業区分の木育指導員事業であって、県外講師の場合はその理由を記載してください。											

- (注) 1 「番号」欄は、別記第3号様式別紙5の事業実施一覧の該当する事業の番号と一致させてください。
 2 木育指導員養成の事業区分の場合は、対象者欄は「計」欄以外空白としてください。
 3 活動状況の分かる写真をそれぞれ数枚添えてください。デジタルデータ又はプリントで提出をお願いします。可能であれば、この票もデジタルデータでの提出をしてください。
 4 ホームページ、パンフレット等で公開する場合がありますので、写真等も含め、該当者への同意を得て作成してください。

第4号様式（第7条関係）（省略）

第5号様式（第8条関係）（省略）

第4号様式（第7条関係）（省略）

第5号様式（第8条関係）（省略）